

【市第 196 号議案関連資料（横浜市保育所条例の一部改正）】

市立保育所の民間移管について

1 趣旨

多様化する保育ニーズに迅速かつ効率的に対応するとともに、施設整備を通じた保育環境の改善等を図るため、平成 29 年 4 月 1 日に、市立保育所 2 園を民間移管します。

これに伴い、横浜市保育所条例（昭和 26 年 3 月横浜市条例第 7 号）の一部を改正し、次の民間移管する 2 園を条例の別表第 1 から除きます。

（民間移管する 2 園）

横浜市港南台保育園（港南区）

横浜市若葉台保育園（旭区）

2 移管方法

土地（市有地） 無償貸付

建物 有償譲渡

移管先 認可保育所を運営している社会福祉法人

3 移管後の保育内容

移管する園ではこれまでの保育内容に加え、「土曜日の給食の提供」、「保育時間の延長」、「一時保育」を行います。

※ 若葉台保育園では、既に「一時保育」を実施しています。

4 保護者への説明

平成 26 年 10 月の公表後、当該保育所 2 園の保護者に対して説明会や、学識経験者・福祉関係者等からなる法人選考委員による保護者ヒアリングを実施するとともに、既に移管した園の見学会等を実施しました。

5 法人選考

平成 27 年 6 月に移管先法人を募集し、応募のあった 19 法人について法人選考委員会が、書類審査、法人が運営する保育所の実地調査、理事長・施設長予定者等の面接を通じて選考を行い、以下のとおり法人を選定しました。

横浜市港南台保育園（港南区） 「社会福祉法人 明真会」

横浜市若葉台保育園（旭区） 「社会福祉法人 山百合会」

※ 法人の概要は、裏面に記載しています。

6 今後の予定

平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月 引継ぎ・共同保育、三者協議会の実施

平成 29 年 4 月 移管先法人による運営開始

平成 29 年度市立保育所民間移管 移管先法人概要

● 港南台保育園（港南区）

移管先法人名	社会福祉法人 明真会
法人所在地	横浜市南区浦舟町 3 - 4 4 - 3
法人設立年月日	平成 14 年 1 月 30 日
理事長名	白井 久子
運営する保育園	みなみマーノ保育園（横浜市南区） 西しゅくマーノ保育園（川崎市多摩区）

● 若葉台保育園（旭区）

移管先法人名	社会福祉法人 山百合会
法人所在地	横浜市緑区中山町 3 2 1 - 1 0
法人設立年月日	昭和 53 年 3 月 15 日
理事長名	小田 法子
運営する保育園	小山保育園（横浜市緑区） ペガサスベビー保育園（横浜市港北区） ペガサス新横浜保育園（横浜市港北区） ペガサス夜間保育園（横浜市港北区） 岸根保育園（横浜市港北区） やまゆり中山保育園（横浜市緑区）※分園あり